

平成 30 年度 第 1 回大和市社会福祉審議会 議事録

- 日時：平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分
- 場所：大和市保健福祉センター 5 階 501 会議室
- 参加：

[出席委員] 14 名

平田委員、国兼委員、高橋（政）委員、金子委員、桎委員、高橋（文）委員、小野委員、北林委員、和田委員、横田委員、近藤委員、宮下委員、中川委員、天野委員

[欠席委員] 1 名

桐原委員

[事務局・担当課]

健康福祉総務課、健康づくり推進課、介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課、生活援護課、こども総務課、ほいく課、すくすく子育て課

[傍聴者]

なし

【次第】

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介
5. 大和市社会福祉審議会について ≪資料 1, 2≫
6. 会長の選出及び職務代理の指名
7. 議題
 - (1) 福祉行政にかかわる指定管理者評価委員会について ≪資料 3≫
 - (2) 第 4 期大和市地域福祉計画について
 - ① 進行管理の方法について ≪資料 4≫
 - ② 平成 29 年度地域福祉計画評価シートについて ≪資料 5≫
 - (3) 第 5 期大和市地域福祉計画の策定について ≪資料 6≫
8. その他
9. 閉 会

***** 以下、要旨記録 *****

1. 開 会

2. 委嘱状交付

平成 30 年 6 月 1 付委嘱状交付。

3. 市長あいさつ

委員改選後第 1 回目の審議会のため、市長よりあいさつ。

4. 委員紹介

委員名簿の順にあいさつ。(新任委員は 5 名)

5. 大和市社会福祉審議会について

事務局より資料 1 及び資料 2 に基づき、社会福祉審議会について説明。

6. 会長の選出及び職務代理の指名

○会長の選出

委員：この審議会は、より高い専門性が求められているので、学識経験者で地域福祉に関する専門家である小野委員に引き続き会長をお願いしたい。

- ・委員の同意及び小野委員の了承により、小野委員を会長に選任した。

○職務代理の指名

- ・社会福祉審議会規則第 4 条第 3 号に基づき、会長より近藤委員を職務代理に指名。

7. 議題

(1) 福祉行政にかかわる指定管理者評価委員会について

事務局より資料 3「指定管理者の評価について」に基づき、内容を説明。

会 長：今年度の指定管理者評価委員会の委員の指名を行わせていただきたい。前年度に引き続き、私のほか、学識経験者という選出区分から出ている委員として北林委員・桐原委員、指定管理者に市民の声を届けるという趣旨から一般公募で入っている宮下委員・中川委員をお願いしたいと考えている。社会福祉法人の余剰財産をもって社会福祉の充実を図る社会福祉充実計画の審議委員については、今後必要に応じて私から指名させていただくということできかがか。

一 同：異議なし。

会 長：専門委員会の委員長も私が務めさせていただく。

事務局：7 月 26 日木曜日の午後 1 時 30 分から大和市保健福祉センター5 階の 501 会議室で開催を予定している。

(2) 第 4 期大和市地域福祉計画について

①進行管理の方法について

事務局より資料 4「第 4 期大和市地域福祉計画の進行管理について」に基づき内容を説明。

②平成 29 年度地域福祉計画評価シートについて

事務局より資料 5「平成 29 年度第 4 期大和市地域福祉計画評価シート」に基づき内容を説明。基本目標 1、2 で分けて説明。

○個別目標 1「福祉への理解と関心を高めます」について

委員：障がい者サービス提供事業所等が行う物品の販売について、販売場所と販売金額を教えてください。

担当課：保健福祉センターの 1 階にあるカフェを障がい者の団体・事業所が合同で運営している。売り上げについては資料が手元になくお答えできない。

事務局：場所については市が提供をしている。

委員：介護予防普及啓発事業等開催回数が大幅に伸びており、福祉への理解が進んでいると認識した。参加人数が多いために、必然的に回数が増えたということか。

担当課：理由の一つに、介護保険法の改正がある。市では民間のスポーツクラブや社会福祉法人に一般介護予防事業として運動機能向上セミナーを行っていただいている。また、保健師や理学療法士、管理栄養士などの専門職が中央林間や高座渋谷の「ぷらっと」などの居場所、もしくはシリウスの健康コーナーに出向いて、講座を開催している。これらの総数として飛躍的に回数が増えている。

委員：車いすバスケットボール体験講座の実施校数が増えてきたことは評価する。オリンピックに向けて関心が高まっている中で、障がいがある方への理解が進む効果に加え、車いすバスケットボールで活躍する選手を子どもたちが憧れの対象としてみることで心のバリアフリーにもつながる良い取り組みだと思う。なるべく全校で開催できるように取り組んでいただきたい。

事務局：車いすバスケットボール体験講座については学校側の要望もあり、できる限り多くの学校で実施したいと考えている。この事業は、県社会福祉協議会の補助金を頂きながら大和市福祉推進委員会が行ってきたが、予算の都合上、市の補助金を増額して実施につなげている経緯がある。来年度から所管を教育委員会に移して実施する方向で調整しているが、できる限り多くの学校で実施できるように工夫していきたい。

会長：個別目標 1 に関する審議会の意見は、「全体的に実績値が伸びている点は評価できる。車いすバスケットボールの実施校を増加してほしい。」ということではいかがか。

一同：異議なし。

○個別目標 2「福祉活動の担い手を育成し、活動を支援します」について

委員：「担い手」とはボランティアと考えてよいか。

事務局：ボランティアも担い手の一つと考えている。ただし、色々な担い手がいると考えているため、より幅広い定義で捉えていただきたい。

委員：ボランティア活動は、支援を必要とする人を支援するといった面だけでなく、ボランティア自身にも生きがいや人間関係を構築できるといった面（メリット）がある。このことを広報していくことが大事だと考える。

事務局：ご意見として頂戴する。

委員：介護予防サポーター養成講座の受講者が増えている。地域の社会資源として養成講座を受講することで、自分自身の介護予防にもつながるという考えが浸透してきたものとする。地域で支え合うまちづくりに受講者が参加できるような方策はあるか。

担当課：各地域のサロンや高齢者住宅で行われている健康体操、健康遊具の体験会において、受講者自身が教える側の役割を担っていただくことを考えている。

委員：大和市では、10年間で介護保険を使っていない90歳以上の人が617人いると聞いた。介護予防サポーター養成講座の中から年齢に関係なく、地域のリーダーとなれる方を輩出していただきたい。事業については評価する。

委員：ファミリーサポートセンター事業の支援会員にはどのようにしてなれるのか。また、平成29年度の実績149人は、最終目標である175人に対して少ないが、今後支援会員を増やしていくための取り組みについて教えていただきたい。

担当課：ファミリーサポートセンター事業は子育て支援を行いたい人（支援会員）と、支援を受けたい人（依頼会員）の相互援助活動で事業を展開している。支援会員の確保については、依頼会員が非常に増加しているので継続的な課題となっている。支援会員の募集は、事業を運営している法人が、依頼会員や地域の子育て経験者を通じて口コミを活用するなどし、市としても、広報紙や自治会等に職員が出向いて説明を行うなど、制度の周知と支援会員の募集を図っている。

委員：支援会員はボランティアか。

担当課：有償ボランティアとしての謝礼を依頼会員に支払っていただいている。

委員：支援会員のメリットがもっとPRされるとよい。

委員：民間企業や中学校等で行われる認知症サポーター養成講座は具体的にどのようなものか。

担当課：認知症サポーター養成講座は、成人の場合90分の講座となっている。認知症の症状とその対応を学んでいただいている。大和市では地域で認知症の方を支える活動に踏み出してもらうため、受講者へのステップアップ講座を昨年度から実施しており、本年度は3日間の講座を2回予定している。認知症サポーター養成講座を、中学生や小学生に行う場合は時間を短くしている。昨年度から市内全中学校で本講座を実施しており、多世代で暮らす家庭が少なくなっている現状において、大事な取り組みだと考えている。

会長：個別目標2に関する審議会の意見は、「全体的に各種サポーターが増加していることは評価できる。ただし、ファミリーサポートセンター事業については、依頼会員に対し支援会員が不足しているため、より一層の努力をしていただきたい。」ということではいかがか。

一同：異議なし。

○個別目標 3「気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります」について

委員：ぷらっと中央林間の閉鎖はどのように周知したか。

担当課：ぷらっと中央林間は、今後、緑野住宅跡地に新しい市民交流施設ができるため、今年7月末で閉鎖となる。市としては利用者に混乱をきたすことがないように、4月末から施設内で掲示を行った。

委員：ミニサロンの開催が増えているが、47ヶ所の開催場所の内訳はどうなっているか。

担当課：コミュニティセンターと自治会館が主と思われる。

委員：自治会館とコミュニティセンターにも数に限りがあるため、施策の展開に変更を加えないと頭打ちになってしまう。最終目標は明示されていないが、何か考えはあるか。

担当課：ミニサロンについては、地区社協が数を増やしている最中である。人がいるところに出向くことは社会性も育まれるため、ミニサロンは非常に重要なものと考えているので、今後数が頭打ちになるようであれば、施策の展開を再考していきたい。

委員：「つどいの広場」とは具体的に何を指しているのか。

担当課：「つどいの広場」は、子育て中の親の負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備する目的で行っている。具体的には「こども一る」という名前で市内3か所に、子ども連れの親が管理栄養士や保育士などの専門職に子育てに関する相談をしたり、親同士で交流したりできる場を無料で設けている事業である。

委員：計画策定時に比べて、平成29年度のつどいの広場の1ヶ月1箇所あたりの平均利用者数はマイナス約500人になっているが、なぜ減少したのか。

担当課：計画策定時にはなかったシリウスができ、親子で出かけられる場所、相談ができる場所が増えたことが要因の一つと考える。また、「こども一るつきみ野」の開催場所であった店舗が2月末で閉店になったため、つきみ野学習センターへ移転したことも影響していると考えている。

委員：「こども一る」は市内3か所で開催されているとのことだが、具体的にどこで実施されているか。

担当課：高座渋谷と鶴間のイオン、それとつきみ野学習センターである。なお、緑野市営住宅跡地に北部文化・スポーツ・子育てセンターが8月1日にオープンすることに伴い、つきみ野学習センターの「こども一る」はそこへ移転して、名称を「こども一るつきみ野」から「こども一る中央林間」に変更して開催したいと考えている。

委員：ミニサロンのさらなる拡充を審議会の意見として入れていただきたい。

会長：個別目標3に関する審議会の意見は、「開催場所の工夫も含めて、ミニサロンの更なる拡充を求める。」でいかがか。

一同：異議なし。

○個別目標4「地域福祉活動団体との連携をすすめます」について

委員：各自治会で、避難行動要支援者名簿を市と共有しているのは評価できるが、実際には名簿を使って要支援者の見守り体制ができていない自治会は少ないのではないかと。

事務局：市としても名簿の共有ができてからが、制度のスタートだと認識している。避難行動要支援者名簿を活用できている自治会は少ないが、中には災害時の避難支援体制を構築できている自治会もある。市としてはこのような体制ができていない自治会の情報を取り組みが進んでいない自治会に情報提供するなど、各自治会と意見交換を進めていきたいと考えている。

事務局：市では災害時の避難支援体制の構築に向けて、避難行動が単独では困難な高齢者や障がい者の名簿を個人の同意を得ながら地域と共有させていただいているが、平時においても、高齢者の緊急通報システムの活用や民生委員の声掛けによって見守りを行っている。

委員：自治会、民生委員、社協との連携と、孤独な人に対する認識に対して、行政でももう少し突っ込んだ取り組みの実施を要望する。

委員：例えば、避難準備・高齢者等避難開始情報が出たときに避難が必要な人に対して、具体的な避難支援体制については、どの程度整備できているか。

事務局：避難行動要支援者支援制度に関しては、毎年度名簿を更新するタイミングで各地域の進捗状況などを確認している。しかし、市内全体でどの程度、避難支援体制の構築ができていないか正確には把握できていないが、地域の方々が避難支援体制の構築をするために、なるべく負担の少ない方法を考えていきたい。

委員：避難行動要支援者制度については、名簿を共有した地域の中でも進捗状況にバラつきがあるとのことだ。市が全体として対策の方向づけをする必要があるのではないかと。また、各自治会・自主防災会では、避難行動要支援者以外にも災害対策をしており、災害時の行動計画や行動指針などを持っていない自治会はほとんど動けないのが実態である。そういった部分も含めて、全体として動ける考え方を整理しなくてはならない。

事務局：地域での取り組みが思うように進んでいないことは承知している。この原因には、名簿を共有した後の市の支援が進んでいないこともある。市としては、避難行動要支援者名簿の中でも本当に支援を必要としている人をできる限り絞り込むように工夫し、自治会や地域の負担を抑え、自治会等が実際に動けるように支援したいと考えており、健康福祉総務課のみならず、危機管理課と連携しながら進めていきたい。

委員：うまく名簿を活用できている自治会をモデルケースとして勉強会などの場を設けるのはいかがかと。

事務局：今後各自治会と相談しながら検討したい。

会 長：個別目標 4 に関する審議会の意見は、「地域での取り組みになるべくばらつきがないような避難支援体制を構築できるように努力してほしい。」ということでしょうか。

一 同：異議なし。

○個別目標 5 「支援が必要な人たちへの訪問活動を充実します」について

委 員：民生委員の訪問件数がかかなりの件数となっている。協力員などを置いている自治体もあると聞いているが、大和市ではどのようにお考えか。

事務局：大和市では定数 277 名に対し 275 名の民生委員が活動している。民生委員の協力員については、守秘義務の都合上、現時点では考えていない。

会 長：民生委員協力員を活用している自治体もあるが、条例で守秘義務を課しないと、民生委員と一緒に動けない難しさがある。

委 員：「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結事業者数が昨年度実績値で 19 事業所となっている。その中で実際に高齢独居者の異常を察知して、通報につながった事例はあるか。

担当課：配食弁当の事業所からの通報によって、市で安否確認をしたなどの事例がある。

委 員：コンビニエンスストア事業者との協定を締結し、高齢者だけでなく、子どもなども見守りの対象としたとあるが、子どもの見守りとは具体的にどのようなことを指すのか。

担当課：「子ども 110 番」として子どもの見守りも一緒にしていただくこととしている。

委 員：宅配事業者などとは協定を結んでいないのか。

事務局：19 事業所の中には宅配事業者や配食関係、金融機関等がある。市としても限りなく広げていきたい。

委 員：企業の地域貢献という面もあるので、協力企業がより増えるような働きかけをお願いしたい。

会 長：個別目標 5 に関する審議会の意見は、「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定の締結事業者数のより一層の拡大を図りたい。」でいかがか。

一 同：異議なし。

○個別目標 6 「相談体制を整え情報提供を充実します」について

委 員：24 時間健康相談は、実際に「人」が対応しているのか。

担当課：有資格者が対応している。

委 員：24 時間健康相談の相談件数はどのくらいか。

担当課：年間延べ 60,000～70,000 件の相談を頂いている。

会 長：個別目標 6 に関する審議会の意見は、「全体的に実績値が伸びていることは評価で

きる。より一層の努力を期待したい。」ということでいかがか。

一 同：異議なし。

○個別目標 7「包括的で継続的な支援の体制を整えます」について

委 員：要保護児童等の中に虐待のケースはあるか。また、どこで保護されるのか。

担当課：昨年度の虐待相談件数は 257 件で、その中に死亡事例などの重篤なケースはなかった。ただし、児童相談所等で一時保護したケースもある。

委 員：虐待相談件数 257 人は、人口当たりでは多いのか。

担当課：人口比での把握は行っていないが、昨年度の「子育て何でも相談・応援センター」の立ち上げに伴い、相談件数は増加している。必ずしも虐待している家庭が増加した訳ではなく、早期段階での相談が増えたものと分析している。

委 員：相談件数が増えると相談員の数が足りなくなることが考えられる。その対応も検討していただきたい。

会 長：個別目標 7 に関する審議会の意見は、「実績値が多くなっていることは評価できる。より一層の努力をお願いしたい。」ということでいかがか。

一 同：異議なし。

個別目標 8「地域で暮らしやすい在宅サービスを提供します」について

委 員：生活保護受給世帯のうち、「働ける世帯」とは具体的にどのような世帯か。

担当課：年齢が 60 代ぐらいまでの世帯を「働ける世帯」としている。

委 員：生活保護受給世帯のうち、軽い精神障がいを持っている方が特性に合う仕事を見つけて就労に結び付いた事例はあるか。

担当課：特性にあった仕事を紹介したいが、短い時間の作業から入って徐々に慣れていく必要があるため、難しい面もある。

委 員：身体障がいの方や介護度の高い方の外出を促すサービスとして福祉車両の利用助成制度があるが、何人ぐらいが利用しているか。

担当課：平成 29 年度は年間 590 件の利用があった。

委 員：障がい者の法定雇用率の基準に達していない企業の情報を市では把握しているか。

担当課：市では把握はできていない。

委 員：今後ハローワークとの連携などは考えているか。

担当課：現在、障がい者の就労に関しては障害者自立支援センターがハローワークと定期的に情報交換しながら連携して事業を行っている。今後も一層連携を深めながら対応していきたい。

事務局：障がい者の法定雇用率に関しては、雇用施策の分野であり、基本的に神奈川県雇用施策部門、大和市の市民経済部が担っている。市では企業が障がい者を雇用した際に報奨金の支給を行っている。

会 長：「ひとり親家庭の自立支援」とあるが、どのくらいの相談に対応しているか。

担当課：平成 29 年度の相談回数は延べ 1,524 件となっている。

会 長：母子家庭の貧困割合は、10 年来 50%を切っていない。ゆえに個別目標 8 に関する審議会の意見は、「母子家庭の貧困対策について、一層努力してほしい。」ということではいかがか。

一 同：異議なし。

○個別目標 9「権利擁護の仕組みづくりを推進します」について

委 員：市民後見人の養成講座は従来、県社会福祉協議会が担当しているが、市としては市民後見人育成の委託に向けてどのような取り組みを行ったか。

事務局：市民後見人養成については、平成 30 年 4 月から委託化している。今年度の 8 月以降は県社会福祉協議会と共同で講座を開催し、その後に委託先である市社会福祉協議会が実践研修に取り掛かる。

委 員：今年から大和市が研修を始めているが、それは市民後見人の養成まで行うものか。

事務局：まず養成講座で市民後見人としての知見を養っていただき、市民後見人の候補者として登録された後、次年度以降も引き続き、実際に市民後見人として選任されるよう支援をしていく。

委 員：今年の 5 月に市民後見人の養成講座が行われているが、この時の参加人数はどの程度か。

事務局：11 日は 10 人、19 日は 3 人の参加があった。11 日と 19 日に開催した講座は、研修前段階の説明会であり、これを受講することが基礎研修への参加要件となっている。

会 長：個別目標 9 に関する審議会の意見は、「将来的に後見人不足が予想されるので、市民後見人育成を一層進めてほしい。」ということではいかがか。

一 同：異議なし。

(3)：第 5 期大和市地域福祉計画の策定について

事務局より資料 6 に基づき、内容について説明。

委 員：「地域」の資源として、現行計画には記載されていない「支援者」「当事者」「金融」が記載されているが、この 3 つは具体的に何を指すか。

事務局：従来地域福祉は自治会、民生委員・児童委員、地区社協など既存団体によって支えていただくと捉えていた部分があった。しかし、地域を取り巻く環境が大きく変わり、当事者や支援する方、支援される方も含めて地域共生社会を実現していくとの考えで、このような記載をしている。

事務局：「金融」については、CSR 活動などを含めて幅広い意味での民間企業による地域貢献をイメージしている。

委員：公助・共助の順番を現行計画のものに入れ替えているが、その理由は何か。

事務局：前回の審議会において、地域福祉計画は行政計画として位置づけられているため、まず行政が取り組み、足りない部分を地域に取り組んでいただくべきという結論に至った。それに従い第 5 期地域福祉計画では、基本目標 1 に行政による支援、基本目標 2 に地域による支援を据えた。

事務局：地域福祉計画は総合計画と整合性をとりながら策定しており、次期総合計画では「一人ひとりがささえの手を実感できるまち」を基本目標 2 として定めている。しかし、地域福祉計画では公助と共助を基本目標 1 と 2 に分け、総合計画では網羅的に記載しているので、計画のつくりかたがそもそも違うことも申し添える。

委員：「ささえの手」はやさしい文言ではあるが、わかりにくい。

委員：一方的なものではなくてお互いの支え合いを実感できる「ささえの手」は悪くないと考える。

委員：総合計画の基本目標 2 は地域計画の基本目標 1 と 2 を網羅していてつくりが違う。地域福祉計画との違いがわかるよう、総合計画の「ささえの手」という文言を使わないものがよい。

会長：基本目標 1 は「一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」でよろしいか。

一同：異議なし。

8. その他

事務局より次回審議会の予定を説明。次回は 8 月 23 日（木）の開催を予定。

9. 閉会